

## 小野市議会「サイバーセキュリティを確保するための方針」について

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が公布され、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、改正法施行日の令和 8 年 4 月 1 日までに「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定め、公表することが義務付けられました。

小野市議会では、本市執行機関が策定している「小野市情報セキュリティポリシー（基本方針）」を「サイバーセキュリティを確保するための方針」として位置付け、共同で運用してまいります。

小野市議会議長 平田 真実

⇒URL

[小野市情報セキュリティポリシー（基本方針）](#)